

公益社団法人山梨県建設技術センター確認検査業務約款

(責務)

- 第1条 建築主、設置者又は築造主（以下「甲」という。）及び公益社団法人山梨県建設技術センター（以下「乙」という。）は、建築基準法（以下「法」という。）並びにこれに基づく命令及び条例を遵守し、この約款（申請書、確認申請引受承諾書、中間検査引受証、完了検査引受証及び仮使用認定申請引受承諾書を含む。以下同じ。）及び「公益社団法人山梨県建設技術センター確認検査業務規程」（以下「業務規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。
- 2 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって確認申請引受承諾書、中間検査引受証、完了検査引受証及び仮使用認定申請引受承諾書による業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）まで行わなければならない。
- 3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 4 甲は、別に定める「公益社団法人山梨県建設技術センター確認検査業務手数料規程」（以下「手数料規程」という。）に基づき算定された額の手数料を、第3条に規定する方法により期日までに支払わなければならない。
- 5 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、確認申請引受承諾書、中間検査引受証、完了検査引受証及び仮使用認定申請引受承諾書に定められた業務の対象の建築物、建築設備若しくは工作物（以下「建築物等」という。）の計画、施工方法等について、説明及び追加資料の提出、その他必要な情報を遅滞なく、かつ正確に乙に提供しなければならない。
- 6 甲は、乙が業務を行う際に対象建築物等、対象建築物等の敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。
- 7 甲は、乙の確認検査業務において、対象建築物等の確認申請に係る図書に関し乙の審査において必要と認められる追加説明等の求め又は誤字、脱字等の指摘に対し、速やかに所要の図書等を添えるなど説明等の追加又は訂正、追加等必要な措置をとらなければならない。この場合、乙が期限を明示したときは、当該期限内にこれを行わなければならない。中間、完了検査及び仮使用認定申請における追加説明書の提出の求めについても同様とする。

(業務期日)

- 第2条 乙の業務期日は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、法第6条1項三号に掲げる建築物等については、休日等を算入せず、かつその期日の末日が休日に当たる時は、その翌日をもって満了とする。
- 一 確認審査業務（法第6条1項一号から三号までに該当する建築物等は、次に定める期日とする。）
- ① 法第6条1項一号から二号に係るものにあつては、引受けした日から35日以内
ただし、建築物の計画が法第20条各号に基づき構造計算適合性判定が求められた場合は法第6条第6項に基づき35日の範囲において延長することが出来る。
- ② 法第6条1項三号に係るものにあつては引受けした日から7日以内（ただし、法第93条1項に規定する消防長等の同意が必要な場合は、消防長等の同意があった日から7日以内とする。）
- 二 中間検査業務 特定工程の工事完了日又は当該検査の引受けを行った日のいずれか遅い日から4日以内
- 三 完了検査業務 工事完了日又は当該検査の引受けを行った日のいずれか遅い日から7日以内
- 2 乙は、甲が前条第4項から第7項までに定める責務を怠った時、その他乙の責に帰す事ができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については甲乙協議して定める。

(手数料の支払方法及び支払期日)

第3条 甲は、第1条第4項に定められた手数料を、次の各号により乙に支払う。

- 一 手数料の支払いは、現金又は振込により行う。
- 二 手数料の支払に要する費用は、甲の負担とする。

2 甲の支払期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日とする。ただし、特別の事情がある場合、振込の場合又は期間を定めて一括支払する場合などは、甲及び乙が別途協議して定める期日とすることができる。

- 一 確認の申請手数料 確認申請書受付時
- 二 中間検査の申請手数料 中間検査申請書受付時
- 三 完了検査の申請手数料 完了検査申請書受付時
- 四 仮使用認定の申請手数料 仮使用認定申請書受付時

3 乙は、既に納入された手数料は、甲に返還しない。

4 第2項により協議がなされた支払期日までに支払いがない場合は、乙は、確認申請書、中間検査申請書、完了検査申請書又は仮使用認定申請書に基づく業務を中断する。この場合において、乙が当該業務を中断することによって甲に損害が生じたときは、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

(確認審査中の計画変更)

第4条 甲は、確認済証の交付前までに甲の都合により対象建築物等の計画を変更する場合、甲は当該確認の申請を速やかに取り下げなければならない。取り下げた後、当該変更後の対象建築物等の計画の確認の申請を乙に提出する場合は、別件として改めてこれを行わなければならない。

2 前項の申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

(甲の契約解除権)

第5条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- 一 乙が、正当な理由なく、第2条の各号に掲げる業務を第2条第1項に定める業務期日（同条第2項により、業務期日を甲及び乙が協議して別途定めた場合は、その期日）までに完了せず、またその見込みのないとき。
- 二 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき。

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、第9条による書面をもって申請を取り下げる旨を乙に通知してこの契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料の返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に損害が生じたときは、甲はその賠償の責めに任じないものとする。

4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。

5 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料は甲に返還しない。また、当該手数料が未だに支払われていないときは、これの支払いを甲に請求することができる。

6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の契約解除権)

第6条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- 一 甲が、正当な理由なく、乙に支払うべき手数料を第3条第2項の定めによる甲及び乙が別途協議した支払期日までに支払わないとき。
- 二 甲が、この契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告しても是正されないとき。

2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また、手数料が未だに支払われていないときは、この支払を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に

損害が生じたときは、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の責務)

第7条 乙は、次の各号の事由により発生した責任を負わない。

- 一 甲の提出した申請書等に虚偽の記載があり、それに基づいて確認及び検査が行われた場合。
- 二 乙による故意又は重大な過失がない場合。

(特定行政庁及び市町村への通知等)

第8条 乙は、この契約を締結した後、法に定めのあるほか、確認申請の場合は対象建築物等の計画の概要を所轄する特定行政庁に通知する。また、当該申請が建築場所の市町村を経由されていない場合は、当該市町村に審査のうえで必要な事項を照会する。また、確認済証交付後に確認済証を交付した旨を建築計画概要書の写しを添えて建築場所の市町村に通知する。

2 前項の通知若しくは照会によって甲に損害が生じたときは、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

(申請取下げ方法)

第9条 甲は、甲の都合により、確認または検査の前に当該申請を取り下げる場合は、その趣旨及び理由を記載した取下げ届(別記第7号様式)を、乙に提出しなければならない。

2 乙は、前項の届を受理したときは、当該業務を中止し、提出された申請関係書類を甲に返却する。

(建築主等の変更等)

第10条 甲は、当該建築物等について、その工事完了前に建築主等、工事監理者又は工事施工者に係る事項を変更した場合は、建築主等変更届(別記第10号様式)を速やかに乙に提出しなければならない。この場合、確認済証の写しを添付し、提出部数は2部とする。

2 甲は、乙から確認済証の交付を受ける際に工事監理者又は工事施工者(以下「工事監理者等」という。)が未定であった場合は、その工事に着手する前に工事監理者等を決定し、工事監理者等決定届(別記第11号様式)を速やかに乙に提出しなければならない。この場合、確認済証の写しを添付し、提出部数は2部とする。

3 第1項又は第2項の届け出があった場合は、乙は、所轄する特定行政庁に通知する。この場合、通知によって甲に損害が生じたときは、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

(工事の取りやめ届)

第11条 甲は、乙による確認を受けた建築物等の工事を取りやめたときは、工事取りやめ届(別記第8号様式)を乙に提出する。この場合、確認済証の写しを添付する。

2 前項の届け出があった場合は、乙は、所轄する特定行政庁に通知する。この場合、通知によって甲に損害が生じたときは、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

(確認を受けた建築物等の軽微な変更)

第12条 甲は、乙による確認を受けた建築物等の計画を変更する場合で、その変更内容が規則第3条の2に規定する軽微な変更の場合は、軽微変更報告書(別記第9号様式)を乙に提出することができる。この場合、その変更に係る部分の図書及び確認済証の写しを添付し、提出部数は、2部とする。

(電子申請)

第13条 甲が電子申請を行う場合においては、乙は、次の各号に掲げる書類について、識別番号及び暗証番号の入力等により甲が接続する電子情報処理組織にて交付を行う。ただし、交付方法については、甲乙協議の上で別途定めることができる。

- 一 規程第17条第5項に規定する引受承諾書、第22条第1項に規定する確認済証、適合しない旨の通知書及び適合するかどうかを決定できない旨の通知書並びに第22条第2項における副本

- 二 規程第 26 条第 6 項に規定する中間検査引受証並びに第 29 条第 1 項に規定する中間検査合格証及び中間検査合格証を交付できない旨の通知書
- 三 規程第 32 条第 7 項に規定する完了検査引受証並びに第 35 条第 1 項に規定する検査済証及び検査済証を交付できない旨の通知書
- 四 規程第 38 条第 6 項に規定する引受承諾書、第 42 条第 1 項に規定する仮使用認定通知書及び適合しないと認める旨の通知書並びに第 42 条第 2 項における副本
- 五 上記のほか確認検査業務に関連する書類

2 乙は、業務規程第 13 条に規定する確認検査の業務を行う時間（以下「業務時間」という。）内に電子申請に係る電磁的記録が到達した場合は速やかに、業務時間外に電子申請に係る電磁的記録が到達した場合は次の業務時間内に、それぞれ業務規程第 17 条第 3 項に規定する審査を行い、当該申請を引受けるものとする。

4 乙の電子申請に係る業務を行う事務所は、業務規程第 14 条に規定する事務所とする。

第 14 条 乙は、中間検査、完了検査又は仮使用認定においてリモート検査を行うことができる。

2 乙は、次の各号について、あらかじめ甲と協議する。

- 一 検査体制(使用する機器、Web 会議システム等)
- 二 書類検査の方法
- 三 検査補助者の安全対策
- 四 中断したときの対応
- 五 映像・音声の記録及び保存の取扱い

3 甲は、乙がリモート検査を行う際に、検査補助者が、対象建築物等、対象建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、検査を補佐することができるよう協力しなければならない。

4 甲は、第 2 項のリモート検査の方法については、乙と別途協議することができる。

5 乙のリモート検査に係る業務を行う事務所は、規程第 14 条に規定する事務所とする。

(秘密の保持)

第 15 条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために盗用してはならない。

(別途協議)

第 16 条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈等につき疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(附則)

この約款は、平成 15 年 4 月 10 日より施行する。

この約款は、平成 20 年 4 月 10 日より施行する。

この約款は、平成 24 年 5 月 15 日より施行する。

この約款は、平成 27 年 9 月 11 日より施行する。

この約款は、令和 2 年 10 月 15 日より施行する。

この約款は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。